

## 健康くしろ 2 1 第 3 次計画検討委員会設置要綱

## (設置)

第 1 条 健康増進法（平成 1 4 年法律第 1 0 3 号）第 8 条第 2 項の規定に基づく鉏路市健康増進計画となる健康くしろ 2 1 第 3 次計画（以下、「計画」という。）の検討に関し、生活習慣病予防等の健康づくりを推進する施策について、広く市民の意見を聞き、計画に反映させるため、健康くしろ 2 1 第 3 次計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

## (業務)

第 2 条 検討委員会は、計画の策定に関することを業務とする。

## (組織)

第 3 条 検討委員会の委員は、委員 2 0 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 保健・医療・福祉関係団体、市民団体等の代表者から推薦を受けた者

## (任期)

第 4 条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでの期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第 5 条 検討委員会には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 検討委員会は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が行う。

3 検討委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めた時は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (事務局)

第 7 条 検討委員会の事務局は、こども保健部健康推進課に置く。

## (その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

## 附則

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 5 日から施行する。